

# 第256回鳥取県内水面漁場管理委員会

## 議 事 次 第

日時 平成25年8月6日(火) 午前10時00分から  
場所 ホテルセントパレス倉吉 2階 ウインザー・サウス

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) 漁業権一斉切替えに係る免許申請者の適格性等について(諮問)

(2) 遊漁規則の認可申請について(諮問)

(3) 増殖指針案について(協議)

(4) その他

5 その他

6 閉 会

## 第256回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

（任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こぼやし いきお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	湯梨浜町立羽合小学校非常勤職員（理科支援員）		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりばら まき希 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員（非常勤）		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	松沢 以尚
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	清家 裕

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	岸本 英夫	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	松原 裕司	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

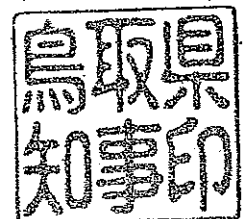
## 諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

平成25年5月31日付鳥取県告示第458号で公示した内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、別紙の者から免許申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第12条及び第130条第4項の規定により諮問します。

平成25年7月24日

鳥取県知事 平井 伸治



# 適格性の審査について

## 1 漁協別組合員数及び議決数並びに免許適格性等

### (1) 河川

公 示 番 号	申請者の住所・氏名	総会議決要件 B/A ≥ 2/3				免許適格要件 B/A ≥ 2/3			
		正組合員総数 又は総 代数	出席者数 (書面、 委任状含 む) : A	議決数 : B	B/A (%)	関係地区内に住所を 有し、1年に30日以 上水産動物を採捕又 は養殖する者の属す る世帯数 : A	Aのうち 組合員が 属する世 帯数 : B	B/A (%)	
内 共 号	第1号 鳥取市河原町長瀬 34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 小林 功	99	98	98	100	953	655	68	
	第2号 倉吉市西倉吉町 7番地 12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 山崎賀津雄	61	50	50	100	87	72	82	
	第3号 米子市熊党 323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤英夫	98	86	86	100	752	568	75	

### (2) 湖沼

公 示 番 号	申請者の住所・氏名	総会議決要件 B/A ≥ 2/3				免許適格要件 B/A ≥ 2/3			
		正組合員総数	出席者数 (書面、 委任状含 む) : A	議決数 : B	B/A (%)	関係地区内に住所を 有し、1年に30日以 上漁業を営む者の属 する世帯数 : A	Aのうち 組合員が 属する世 帯数 : B	B/A (%)	
内 共 号	第4号 鳥取市湖山町南一丁目 969番地 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上和男	24	19	19	100	24	24	100	
	第5号 東伯郡湯梨浜町上浅津 123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 尾崎順一	68	59	59	100	62	62	100	

## 2 参考条文

### (1) 共同漁業権の免許についての適格性 (漁業法第14条第6項、第8項)

組合員のうち、1年に30日以上漁業を営む者(湖沼)、1年に30日以上水産動物の採捕又は養殖をする者(河川)の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上漁業(採捕又は養殖)をする者の属する世帯の数の3分の2以上であること。

### (2) 共同漁業権の免許についての優先順位 (漁業法第15～17条)

適格性を有する漁協(又は漁連)に免許されるため優先順位はない。

### (3) 漁業権を免許しない場合 (漁業法第13条)

- ア 適格性がない場合。
- イ 公示した漁場計画と異なる申請をした場合。
- ウ 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る場合。
- エ 漁場の敷地が他人の所有(占有)に属する場合において、その所有者の同意がない場合。

### (4) 海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)への諮問 (漁業法第12条、第130条第4項)

免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。  
この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

### (5) 総会での必要議決数 (水協法第50条)

漁協の総会で特別決議(総組合員の1/2以上の出席があり、かつ出席者の2/3以上の議決)が必要。

## 漁業権免許の適格性の審査・優先順位について

### ■ 漁業権を免許条件、適格性の要件に沿った確認

1 漁業法第13条【免許をしない場合】の要件に該当しない	水産課審査結果
1) 申請者が第14条に規定する適格性がない	該当せず
2) 第11条第5項の規定により公示した漁場計画と申請が異なる	漁場計画どおりの申請
3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る場合	該当せず
4) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の土地の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない	同意あり（3河川：国有地を管理する鳥取森林管理署、東郷池：池内土地所有者2者）
2 漁協の総会で特別決議がなされている。（水協法第50条） →正組合員の1/2以上が出席し、その2/3以上をもって議決の必要がある。	総会議事録により議決確認

### 【適格性の審査】

（審査結果）

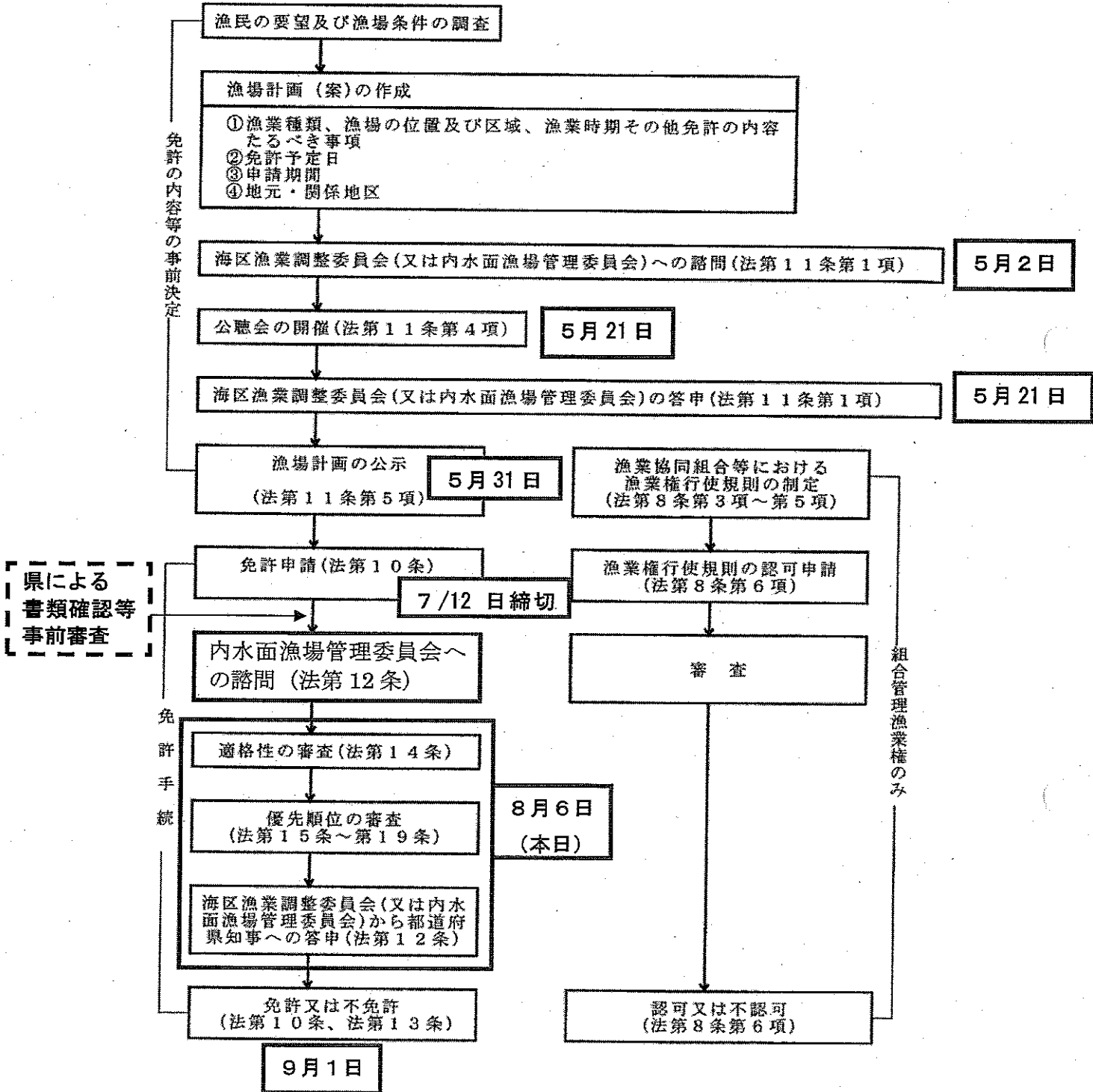
2) 共同漁業権（第一種、第五種）の適格性（漁業法第14条第6項、第8項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場計画に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会</li> <li>・ 関係地区内に住所を有し、当該内水面において1年に30日以上漁業を営む者（湖沼）、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者（河川）の属する世帯のうち組合員の属する世帯が2/3以上であること</li> <li>・ 組合員資格を特定の漁業を営む者に限定していない（業種別漁協でない）</li> </ul>	提出書類により適正と判断
--	--------------

### ■ 優先順位

#### (1) 共同漁業権

適格性を有する漁業協同組合に免許されるため優先順位はなし（漁業法第14条第8項）

漁業権の免許設定までの流れ



諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

平成25年5月31日付鳥取県告示第458号で公示した内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、遊漁規則の認可申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成25年7月31日

鳥取県農林水産部水産振興局長

松澤 以尚



遊漁規則認可申請一覧表

公示 番号	申請者の住所・氏名	認可申 請書	添付書類				総会議決要件 B/A ≥ 1/2		
			遊漁 規則	総会議事 録の抄本 (写)	登記簿謄 本(写)	印鑑証 明書 (写)	出席者数 (書面、委 任状含む) : A	議決数 : B	B/A (%)
内 共	第 1 号	鳥取市河原町長瀬 34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 小林 功	○	○	○	○	98	98	100
	第 2 号	倉吉市西倉吉町 7 番地 12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 山崎賀津雄	○	○	○	○	50	50	100
	第 3 号	米子市熊党 323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤英夫	○	○	○	○	86	86	100
	第 4 号	鳥取市湖山町南一丁目 969-5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上和男	○	○	○	○	19	19	100
	第 5 号	東伯郡羽合町上浅津 123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 尾崎順一	○	○	○	○	59	59	100



# 次期漁業権免許に係る遊漁規則の主な変更点等

## 1 河川

### 【千代川】

○ 遊漁料金を値上げ（平成26年2月1日から）平成26年1月31日までは従前どおり。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料		
			H26年1月31日まで	平成26年2月1日から	
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年間	8,000円	9,000円	
		1日限り	3,000円	3,500円	
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り等	年間	5,000円	5,500円	
		1日限り	3,000円	3,500円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）		年間	12,000円	13,500円
	鵜川		年間	50,000円	55,000円
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年間	5,500円	同左
		1辺の長さが183センチメートル以上	年間	9,000円	同左
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）		年間	30,000円	33,000円

○ 遊漁料金減免規程の対象者を70歳から75歳に引き上げるとともに、減免後の遊漁料の額を3,000円から3,500円に値上げ（平成26年2月1日から）

○ 鳥取市円通寺の採捕禁止区域を内水面漁場管理委員会指示に合わせ下流に30m延長。

【天神川】 変更点なし

【日野川】 変更点なし

## 2 湖沼

### 【湖山池】

- 1 ぼら、せいごに関する規定を削除
- 2 県調整規則と同内容を遊漁規則に明記
- 3 コイの採捕可能期間を4月15日までとしていたが、行使規則及び県規則と同じ5月14日までに変更（県規則：5月15日～7月15日まで採捕禁止）。
- 4 遊漁料金の免除規程中の75歳以上を80歳以上に引き上げ
- 5 遊漁料の納付義務違反者に対する料金を500円から10,000円に引上げ

### 【東郷湖】

- 1 せいごをすずきに表記変更（県の漁場計画に合わせたもの）
  - 2 ふなの採捕可能期間を11月1日から翌年4月30日までに変更（5月1日から10月31日は採捕禁止（従前は県規則と同じ5月15日～7月15日まで採捕禁止））
  - 3 県調整規則と同内容を遊漁規則に明記
- ※従前からの行使規則に合わせたもの

### 3 行使規則との比較

各漁協の組合員を規制する行使規則と遊漁規則を比較した場合、両規則の間に差が設けられているのは湖山池及び東郷湖のみ。（なお、従前からの慣習により両規則間に差があるもの）

	行使規則	遊漁規則
湖山池	○漁法はさお釣り（引懸（ゾロ）、ルアー、撒き餌（アミ）を除く）、投網、定置網、地曳網、四つ手網、石がま、刺網、船びき網等（対象漁業ごとに規程）	○遊漁方法は、さお釣り及び手釣り（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）、たも網、徒手採捕。 ※船又はいかだ等、撒き餌（アミ）の禁止。
東郷湖	○漁法は刺網、さお釣り、投網、定置網、地曳網、四つ手網、手繰網、たも網、刺網、延縄等（対象漁業ごとに規程）	○遊漁方法は、さお釣り（引懸を除く）、手釣り、たも網、徒手採捕のみ

### 4 審査基準（漁業法第129条第4項、第5項抜粋）

- 都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。
- 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

①遊漁を不当に制限するものでないこと。

②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

参考：水産庁技術的助言より抜粋

①「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最低限以外の制限をいうものと解されます。

②遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する経費」には、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等も含まれます。

※ 組合員の負担額と遊漁料の公平性も判断基準となる。

遊漁規則の変更による遊漁料金の引き上げ等について

- 1、平成22年に組合員に対する賦課金を5,000円から2,000円引き上げ7,000円としている。一方組合員数は、資格審査の厳密化の影響や組合員の高齢化等により特に平成21年度以降の4年間で495名も減少し、平成25年度期首組合員数は749名となっている。このため、平成25年度の賦課金総額（計画）は5,243千円と平成19年の6,475千円（賦課金額は5,000円）に比べ1,232千円減少している。
- 2、また、一般遊漁者数は河川環境の悪化や年度の好不漁によりこの6年間では2,300人台から2,700人台を推移し、過去のピークであった平成15年度の4,712人に比べ概ね半分程度となっている。このため平成24年度の遊漁証の売上げ（一般遊漁者分）も過去10年のピークである平成15年の28,130千円の49%にとどまっている。
- 3、一方増殖等に係る直接経費は、近年鮎放流量を逐次減少しているが平成24年度においても4千万円を超える金額を計上している。
- 4、本組合の経営状況は、上記要因等も影響し赤字経営が続き平成17年度から24年度までに合計34,560千円の積立金を取り崩す状態となっている。
- 5、平成25年度も鮎放流量を0.5トン削減するとともに、役員報酬の削減など事業管理費の節減に努めていく計画である。

以上の経過を踏まえ今後の安定的な鮎、溪流魚の増殖と適切な漁場管理を行うため、平成26年度から遊漁料金を12.8%（単純平均）引き上げたい。同時に組合員の行使料も11%（単純平均）引き上げる予定である。

遊漁料金引き上げにより、組合員負担は1人平均8,218円、遊漁者負担は1人平均6,579円（24年度の1人平均値の12.8%アップ）となる。

なお、他の遊漁規則等の変更は次のとおり。

- ① 遊漁規則第5条の禁止区域の円通寺の禁止区域下流端を、県漁場管理委員会指示とあわせ「円通寺橋上流端から上流240m」に変更する。
- ② 現在70歳以上に適用している割引料金を、平成26年2月1日から75歳以上の適用に変更する。
- ③ 遊漁証の様式を現在使用しているものに変更する。
- ④ 漁業監視員証の様式を、現在使用しているものに変更する。（本件は、昨年の県常例検査において遊漁規則で定めるものとは異なっている旨の指摘を受け、現在使用しているものに遊漁規則を変更するもの。）

また行使規則は、上記①の変更を行う。行使料の引き上げについては平成26年度開催の通常総代会で決議する予定。



千代川漁業協同組合内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第 3 条第 1 項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項に定める額を同条第 4 項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

(漁具又は漁法等の制限)

第 3 条 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。

- 一、さお釣り
- 二、手釣り
- 三、やす
- 四、徒手採捕
- 五、たも網
- 六、投網
- 七、鶺鴒川
- 八、四つ手網
- 九、川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は 5 ミリメートル以上とし、網口の最大口径は 1 メートル以下とすること。
投網	網目は 2 センチメートル以上とすること。
四つ手網	1 人 1 統とすること。
鶺鴒川	1 人 1 統とし、従事者は 6 人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが 50 メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

鳥取市用瀬町古用瀬の newly 瀬橋下流端から同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域
八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣(引懸(ゾロ)を含む。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで
上記以外の区域(とも釣専用区を除く)	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字市瀬島嶽のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月 1日から 12月31日まで
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤(関谷堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
八頭郡八頭町島の中電電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中電電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月 1日から 6月30日まで
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1800メートルの区域	9月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月 1日から 5月31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	8,000円	
		1日限り	3,000円	
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、及びにじます	さお釣り等	年 間	5,000円	
		1日限り	3,000円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)	年 間	12,000円	
	鵜川	年 間	50,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,000円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	8,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)	年 間	30,000円	



② 平成26年2月1日以降適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	9,000円	
		1日限り	3,500円	
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、及びにじます	さお釣り等	年 間	5,500円	
		1日限り	3,500円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)	年 間	13,500円	
	鵜川	年 間	55,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	9,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)	年 間	33,000円	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

区 分	遊 漁 料
70歳以上の者(県内に住所を有する者に限る。)	年間 3,000円
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間 1,500円

② 平成26年2月1日以降適用

区 分	遊 漁 料
75歳以上の者(県内に住所を有する者に限る。)	年間 3,500円
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間 1,700円

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項各号の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者(県内に住所を有する者に限る。)、及び身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。))が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(鳥取市河原町長瀬34-5)又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表	
No. 遊漁証 ※遊漁証の再発行は理由の如何に係わらず致しません。	25
住所	市 町 郡 村
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日生
遊漁料金	一金 円也
有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
交付場所	
平成 年 月 日	
千代川漁業協同組合長 ㊤	

裏面の注意書きを読んで下さい

(注) 1 最上段の右欄には発行年度が入る。  
2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「㊤」が入る。

裏  
注 意 事 項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間 (別に禁止区域は期間があります)

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日までにじます、あまご
- ・あゆ 2月1日から6月解禁まで  
9月26日から10月31日まで
- ・こい 5月15日から6月14日まで

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1, 800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

2 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表	裏
<p style="text-align: center;"><b>漁業監視員証</b></p> <p style="text-align: center;">氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>本証は漁業の際必ず携帯のこと。 本人以外には使用できません。</p>	<p style="text-align: center;"><b>組合員之証</b></p> <p style="text-align: center;">第 ○○○○ 号</p> <p>住 所:</p> <p>氏 名:</p> <p>生年月日:      年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">千代川漁業協同組合 印</p>

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。



**天神川漁業協同組合**  
**内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁業」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、（さくらますを含む）、いわな、あまご（さつきますを含む）、にじます及びこいをいう。以下に同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下については、この限りでない。

2 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 遊漁料（第7条第1項から第3項までに定めるもの）は、第7条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 遊漁の方法は、さお釣り、やす、たも網、投網、鶺川又は川舟に限る。

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鶺川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、あまご、いわな及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる区域内においては、遊漁を行ってはならない。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿字東塚の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域
倉吉市下余戸の郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端から下流20メートルの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。

漁法	禁止区域	禁止期間
投網	三徳川(その支流を含む。)のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	1月1日から 12月31日まで

	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	
	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
	余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで
	三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるおかとり大橋までの区域	
	天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	
さお釣り（フライ・ルアーを除く）	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご、(さつきますを含む。)、にじます及びこい	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り及びたも網	年間	8,000円
		1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)、及びにじます	さお釣り及びたも網	年間	5,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間 1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り 10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者(さお釣り及びたも網)	年間 3,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合



の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口から下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 3,500円

- 4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

（遊漁証に関する事項）

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
  - 3 遊漁証は、理由を問わず再発行しないものとする。


（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

- 第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- 2 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。
住所
氏名
生年月日
有効年月日
発行年月日
発行者
天神川漁業協同組合 

裏

注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項又は第2項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第7条第1項から第3項までに定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項及び第2項以外の規定に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の私戻しはしないものとする。

附則

この規則は、認可の日から発効する。

**日野川水系漁業協同組合内共第3号  
第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、日野川水系漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますすを含む。）、いわな、にじます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、組合の承認を受けるものとし、この承認は遊漁料の納付（無料の場合を含む。以下同じ。）をもってする。ただし小学生以下の者、又は組合の承認を受けた釣大会等に参加する者については、この限りではない。

2 遊漁料の納付は、第7条第1項及び第2項に規定する遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 次の各号に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行つてはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）あまご（さつきますすを除く。）、いわな、にじますを採捕する場合は、さお釣、手釣に限り、うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱、つけ針に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱、つけ針を用いてはならない。

ア さお釣	キ 徒手採捕
イ 手釣	ク たも網
ウ はえ縄	ケ 投網
エ うなぎ籠	コ 地びき網
オ うなぎ箱	サ 川舟
カ つけ針	シ いかだ（これに類するものを含む。以下同じ。）

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ中央欄に掲げる規模の範囲内でかつ右欄の期間内でなければならない。

漁具又は漁法等	規 模	期 間
た も 網	網目 2 センチメートル以上	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
投 網	網目 2 センチメートル以上	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
地 び き 網	網目 6 センチメートル以上	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
川 舟	総 トン 数 1 トン 以下 (無動力船に限る)	8 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
い か だ	—————	8 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

- 3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行ってはならない。

区 域	期 間
日野郡日南町生山における生山橋上流端から 2,300 メートル下流の日野郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	6 月 1 日から 8 月 31 日まで
日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から 2,400 メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	
日野郡日野町根雨における津地橋下流端から 2,500 メートル下流の舟場橋上流端までの区域	
日野郡江府町荒田における荒田川合流点から 1,100 メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	
西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	6 月 1 日から 9 月 25 日まで

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの期間内で毎年組合が定めて公表する期間内
こ い	1月1日から12月31日まで
やまめ (さくらますを除く。)、 あまご (さつきますを除く。)、 いわな、にじます	3月1日から9月30日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内において  
は、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
日野郡江府町大字洲河崎字白住における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	1月1日から 12月31日まで
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流18メートル、下流80メートルの区域	
西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	1月1日から 5月31日まで
米子市古豊千における米川えん堤(米子市観音寺側含む。)上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	2月1日から 6月30日まで 及び 9月26日から 11月10日まで
米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路	
米子市皆生字中野浪新田862-2(日野川本流左岸)と同地点から真方位110度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物の名称	全長
こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	15センチメートル
うなぎ	80センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、 やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	さお釣及び手釣	年間	8,400円
		1日限り	3,150円
やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	さお釣及び手釣	年間	5,250円
		1日限り	3,150円
あゆ、こい、さくらます、 さつきます、うなぎ	地びき網	年間	52,500円
	川舟及びいかだ	年間(一隻)	31,500円
	徒手採捕、たも網及び投網(さお釣及び手釣も行うことができる。)うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣を行う事ができる)	年間	12,600円

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

水産動物の名称	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますすを含む。） いwana にじます うなぎ	70才以上の者（県内者に限る）	交付日 から 無期限	500円
	中 学 生 高 校 生	年 間	1,050円
	身体障害者（手帳所持者に限る）	年 間	1,575円
あゆ、こい、 やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますすを含む。） いwana、にじます	女 性	年 間 1日限り	4,200円 1,575円
		年 間 1日限り	2,625円 1,575円
やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますすを含む。） いwana、にじます	女 性	年 間 1日限り	2,625円 1,575円

- 3 遊漁料の納付は、日野川水系漁業協同組合事務所（米子市熊党 323-1。以下「事務所」という。）又は別に公示する日野川水系漁業協同組合が遊漁証の発行業務を委託した遊漁証発行取扱所においてしなければならない。ただし、地びき網、川舟及びいかだの漁具漁法を用いる場合には事務所において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 第2条第1項の承認を受けた遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行なうことがある。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する  
腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第2項以外の規定に違反したときは、直ちに  
その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この  
場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。



## 湖山池漁業協同組合

### 内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

#### (目的)

第1条 この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえび。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、別記様式第1号の申請書でなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員、若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行なう水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を第7条第3項の方法により、組合に納付しなければならない。
- 5 鳥取市に住所を有する者については、申請して承認を得なければならないが、遊漁料は免除される。

#### (漁具又は漁法等の制限)

第3条 次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- 1 さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）
- 2 たも網
- 3 徒手採捕
- 2 第1項の場合において、船又はいかだ等を用いてはならない。
- 3 第1項の場合において、撒き餌（アミ）をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁法に関しては右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	漁法	期間
こい、ふな	たも網	7月16日から翌年5月14日まで
しらうお	たも網	4月1日から翌年1月31日まで

(禁止区域等)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鳥取市金沢における長柄川河口から上流500m及び同河口から右岸150m、左岸50mの間の沖合100mの区域	1月1日から 12月31日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域	
石がま	
石がまの周辺18mの区域	10月1日から 7月15日まで
鳥取市福井における福井川河口から上流660mの区域 鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	5月15日から 7月15日まで
鳥取市松原における枝川河口から上流595mの区域	
鳥取市高住における高住川河口から上流315mの区域	
鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370mの垂井川の区域	

2 次の左欄に掲げる魚種については、中欄の区域内において、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

魚種	区 域	期 間
こい及びふな	湖山池	5月15日から 7月15日まで
シラウオ漁	鳥取市高住字濱手136番地の13から158番地の2にかけての岸から沖合い30mの間	3月1日から 5月31日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合い30mの間	
	鳥取市良田字大黒見638番地から鳥取市松原字新開田597番地1にかけて岸から沖合い30mの間	
	鳥取市金沢字町山分758番地から字大門山分757番地にかけて岸から沖合い30mの間	
	鳥取市三津1232番地の3から1233番地の1にかけて岸から沖合い30mの間	

3 次の表の左欄に掲げる区域において中欄に掲げる禁止漁具又は漁法により、右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

区 域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川（鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域）	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15 cm以下
うなぎ	30 cm以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

期 間	遊漁料
1月1日から12月31日まで	10,000円
1日限り	1,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。

区 分	遊漁料
中学生以下の者及び80歳以上	無 料
高校生及び身体障害者(手帳所持者による。)	前項に規定する額の2分の1の額
へらぶな釣りの団体に所属する者	前項に規定する額の5分の3の額
鳥取市に住所を有するもの	無 料

- 3 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町南一丁目 969-5)においてしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 遊漁者が第2条第1項に違反したときの遊漁料は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料に10,000円上乗せした額とする。
- 2 組合は、遊漁者がこの規則の第7条第3項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、認可の日から発効する。

## 東郷湖漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、東伯郡湯梨浜町、三朝町、北栄町に住所を有する者並びに中学生以下の者及び70歳以上の者については、この限りでない。

2 遊漁料の納付は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

### (漁具又は漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならない。

- 一 さお釣り（引懸を除く。以下同じ。）
- 二 手釣り
- 三 たも網
- 四 徒手採捕

2 前項に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行つてはならない。

水産動物の名称	期間
こい	7月16日から翌年5月14日まで
ふな	11月1日から翌年4月30日まで
わかさぎ	10月1日から翌年4月30日まで
しらうお	11月1日から翌年4月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394(東郷池尻右岸)と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	1月1日から12月31日まで
東伯郡湯梨浜町大字南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつぼ排水路の区域	5月15日から7月15日
東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域	
東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長江における湖西農免農道の東側路端から下流の長江港川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも網 及び徒手採捕	年間	3,000円
	1日限り	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、高校生及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）に係る遊漁料の額は、前項の額の2分の1に相当する額とする。

3 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所（東伯郡湯梨浜町大字上浅津123-20）において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

表

裏

遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
遊漁者	住所	年齢
	氏名	
承認期間		
魚種		
漁具又は漁法		
遊漁料		
発行者		
東郷湖漁業協同組合		印
連絡先		

注意事項
------

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

- 2 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

裏

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	
発行年月日	
発行者	
京郷湖漁業協同組合	印

注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の1.5倍に相当する額を徴収するものとする。

- 2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。



## 第五種共同漁業権魚種の増殖指針について

## 1. 第五種共同漁業権の免許する場合は増殖行為が必要

漁業法第 127 条に「免許を受けた者は増殖をしなければいけない」とされており、何らかの増殖行為は必須。何もしないことは不可。

また、漁業法第 128 条で「県は免許を受けた者が増殖を怠っていると認めるときは内水面漁場管理委員会の意見を聞いて増殖を命じ、命令に従わない時は漁業権を取り消さなければならない」とされている。

## 2. 増殖指針について（水産庁技術的助言より）

県は、免許する際の一応の基準として、水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を増殖指針として公表することとなっている。

ただし、免許中固定化して考えるべきものではない。

## 3. 毎年の増殖目標量について（水産庁技術的助言より）

内水面漁場管理委員会は毎年、以下の要件を勘案し、各河川湖沼の増殖目標量を示し、かつ、県公報で一括公示することとなっている。

- ① 漁場環境の変化
- ② 天然再生産等
- ③ 技術的な調査
- ④ 専門家の意見
- ⑤ 過去の実績
- ⑥ 漁業権者の経済的負担能力

なお、これまで当委員会では、漁協の計画を聞き取り、増殖指針をベースに増殖目標量を決定。

## 4. 鳥取県では漁業権免許にあたって、次の「制限又は条件」を付した。（H15 年度から（今回に切替えも同様））

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

上記による委任と、漁業法第 127 条の趣旨及び水産庁による技術的助言等をよりどころとして、毎年その年度の増殖目標量を委員会で定め、委員会名で県広報にて一括公示を行っている。

【参考1】水産庁技術的助言 平成24年6月8日付農林水産省指令24水管第684号(抄)

- (1) 第五種共同漁業権の設定には、法第127条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要です。
- (2) 法第127条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の質量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしませんが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に止まるものは含まれません。
- (3) 個別種への対応（ア外来魚及びウなぎは省略）

イ こい

コイヘルペスウイルスまん延防止の観点からこいの放流・移植に当たっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関に安全の確認を得た上で行う必要があります。この場合、増殖を行う意思があっても、実際に増殖行為を行うことができないこととなりますが、漁業権者の責めに帰すことができないため、法第128条第1項に定められている「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認める」必要まではありません。

- (4) 漁場管理又は漁業取締り上漁業権の対象魚種と密接な関係がある魚種であっても、その魚種自体を増殖する行為がなければ漁業権の免許対象とはならないため、注意してください。
- (5) 第五種共同漁業権については、漁業権者が増殖する場合でなければ設定できず、また、漁業権者が増殖を怠った場合には当該漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意してください。

ア 免許時の増殖指針の公表

水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針について、免許の可否の基準として免許申請者の便宜を考慮して知事が公表してください。

ただし、この指針は、免許する際の一応の基準なのであって、免許期間中、固定化して考えるべきものでなことを指導してください。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、免許を受けた者が計画的に資源の拡大増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県広報で一括公示してください。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮してください。

また、必要に応じ内水面の豊度に応じた放流のほか、産卵床の造成等繁殖のための施設、堰堤によってそ上が妨げられている滞留稚魚を上流に汲み上げ再放流する等在来資源のそ上の確保等についても、その効果が顕著であると認められる場合は、これらの組み合わせ等についてもあわせて検討してください。（震災部分を省略）

知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとされたい。

ウ 法第128条の増殖計画

漁業権者の増殖実施が目標増殖量等を達成していない場合には、知事は、当該目標量等を検討し、当該年度における水面の生産力、種苗供給状況及び当該漁業権者の経済的負担能力等を勘案して、委員会の意見をきいて増殖計画を定め、当該漁業権者に対し当該計画に従って増殖するよう命ぜられたい。

**【参考2】第五種共同漁業権について**

第五種共同漁業権：内水面における漁業権のうち第一種共同漁業権以外のもの

→県内5水系の各内水面漁業協同組合に免許

第一種共同漁業権：藻類、貝類又は一部の定着性水産動物を採捕目的とする漁業権

→湖山池漁業協同組合及び東郷湖漁業協同組合に免許

**【参考法令】漁業法（該当部分抜粋）**

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第127条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第128条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

（以下、省略）



増殖指針(案)比較検討資料

漁協	魚種	増殖指針量(案) (案 H25~)	備考	参考 (平成24年度増殖実績) 漁協の報告	県が定めた増殖指針量 (H15)	県が定めた増殖指針量 (H5)
千代川	あゆ	44万尾~40万尾	○なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m <sup>2</sup> 」により換えることができる。 ○また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみきめることとする	放流：109万(8,000kg) 産卵床造成：約(3,000 m <sup>2</sup> )	33万~195万尾	95万
	溪流魚	7万3千~41万3千尾	○また、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m <sup>2</sup> 」に換える事が出来る。	放流 19万4千尾(3,050kg) (うち成魚4万4千尾)	3万6千~24万1千尾	やまめ12万 いwana1万 にじます1万 あまご5千
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	1万
天神川	あゆ	5万尾~58万尾	○なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m <sup>2</sup> 」により換えることができる。 ○また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみきめることとする	放流：13万尾(6500kg)	5万~56万尾	32万
	溪流魚	3万1千尾~17万7千尾	○また、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m <sup>2</sup> 」に換える事が出来る。	放流：7万3千尾	2万5千尾~16万7千尾	やまめ10万 いwana4千 にじます6千 あまご5千
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	5千
日野川	あゆ	33万尾~336万尾	○なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m <sup>2</sup> 」により換えることができる。 ○また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知で増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみきめることとする。	放流：14,270kg (1尾：(4~15g) 参考：8g=178万尾) (汲み上げ放流含む。)	43万~177万尾 (177万尾には汲み上げ放流33万尾含む)	78万
	溪流魚	7万6千尾~43万尾	○また、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/m <sup>2</sup> 」に換える事が出来る。	放流：10万尾 (うち成魚2万尾)	5万1千~34万1千尾	やまめ11万 いwana1万 にじます1万 あまご5千
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	10万
	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	40kg	—	対象外(自主放流：成魚40kg)
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	5万
湖山池	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	30kg	—	7千
	ふな	指針の設定なし(漁協の計画どおり：効果を検証しつつH25の目標程度を維持：増殖効果がなければ次期漁業種魚種として適当か検討)	産卵網設置4箇所 (効果：5万尾くらい)	8万尾	6万	
	わかさぎ		卵放流：500万粒	卵放流：3千万粒 産卵床造成：1,450m <sup>2</sup>	5千万粒	
	しらうお		— (H25計画では指針どおり実施)	産卵床造成：600m <sup>2</sup> ~	600m <sup>2</sup>	
	えび		— (H25計画では指針どおり実施)	産卵床造成：2,000m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup>	
こい	—		KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	2万5千
東郷湖	ふな	3万尾~ ※産卵場造成効果含む	効果を検証しつつ、産卵場造成の効果が高ければ、放流から産卵床の造成に移行。	3万尾	6万尾	4万
	うなぎ	—	指針の設定なし(漁協の計画どおり)	50kg	—	8千
	わかさぎ	産卵床造成：960m <sup>2</sup> 以上		卵放流：— 産卵床造成：5,000m <sup>2</sup>	卵放流：8百万粒 産卵床造成：670m <sup>2</sup>	1千万粒
	しらうお	産卵床造成：400m <sup>2</sup> 以上		産卵床造成：2,000m <sup>2</sup>	産卵床造成：400m <sup>2</sup> ~	400m <sup>2</sup>
	えび	産卵床造成：1,000m <sup>2</sup> 以上		産卵床造成：2,000m <sup>2</sup>	産卵床造成：1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
	ぼらせいこ	天然遡上(3月)を支援 (障害物除去)		遡上支援のための 障害物の除去、1回	天然遡上(3月)を支援 (障害物除去)	—
	こい	—	KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。	—	—	—

※溪流魚は、いwana、やまめ、あまご、にじますを合算。  
※アユの増殖指針量には、汲み上げ放流量は含まれていない。



## 増殖指針量の算定について（千代川）

H25～増殖指針（案）	平成15年～増殖指針
<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 128.6 km</p> <p>2 漁場面積 3,230,750 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 4,846,125</math></p> <p>②稚魚換算  <math>4,846,125 \div 0.8 \text{ (稚魚生存率)} = 6,057,656</math></p> <p>③必要放流量  <math>6,057,656 \text{ 尾} - 1,978,000 \text{ (天然遡上量平均値)} = 4,079,656 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,938,450</math></p> <p>②稚魚換算  <math>1,938,450 \div 0.8 = 2,423,000</math></p> <p>③必要放流量  <math>2,423,000 - 1,978,000 \text{ (天然遡上量平均値)} = 445,063 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (44万尾～408万尾)</p> <p>なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m<sup>2</sup>。」により換えることができる。</p> <p>また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする。</p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等</p> <p>成魚生息密度 (0.6～1.5 尾/m<sup>2</sup>)：0.6＝内漁連資料、1.5＝(島根県水産技術センター) 高津川におけるアユの適正収容量の推定。</p> <p>天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：栽培漁業センター調査 (H13～23 (データのある直近5年間) の平均値)</p> <p>産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書－産卵場造成による資源増殖を目指して－ H22年3月 水産庁」</p>	<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 128.6 km</p> <p>2 漁場面積 3,230,750 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 3,230,750</math></p> <p>②稚魚換算  <math>3,230,750 \div 0.8 = 4,038,000</math></p> <p>③必要放流量  <math>4,038,000 \text{ 尾} - 2,090,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 1,948,000 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>3,230,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,938,450</math></p> <p>②稚魚換算  <math>1,938,450 \div 0.8 = 2,423,000</math></p> <p>③必要放流量  <math>2,423,000 - 2,090,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 333,000 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (33万尾～195万尾)</p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等</p> <p>成魚生息密度 (0.6～1 尾/m<sup>2</sup>)：内漁連資料</p> <p>天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：水産試験場調査 (H9～13年の5中3年平均)</p> <p>注) 年により遡上量に大きな差があるため、最大値と最小値を切り捨てた。</p>

●やまめ、いわな、あまご、にじます合計

- 1 総延長：78.7 km
- 2 漁場面積：646,364 m<sup>2</sup>
- 3 増殖指針量算定式
  - (1) 最大値  
 $646,364 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.09 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 413,673 \text{ 尾}$
  - (2) 最小値  
 $646,364 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.17 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 73,001 \text{ 尾}$
- 4 必要放流量＝増殖指針量 (7万3千尾～4.1万3千尾)

なお、増殖量の一部を産卵場造成「4.5尾/m<sup>2</sup>」に換える事が出来る。

【資料】

漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、現地測量を実施

生息密度 (0.09 尾/m<sup>2</sup>)：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.09 尾/m<sup>2</sup> (中村, 2012)

(0.03 尾/m<sup>2</sup>)：マス類の河川放流に関する研究-III (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

生存率：アマゴの稚魚放流から全長 15cm に達するまでの残存率：9%、17% (滋賀県, 2012)

放流魚生息率 (0.64)：イワナ及びアマゴの放流効果調査 H10 (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)

産卵場造成「4.5 尾/m<sup>2</sup>」：人工産卵床の増殖指針 (水産庁)

●やまめ、いわな、あまご、にじます合計

- 1 総延長：78.7 km
- 2 漁場面積：919,700 m<sup>2</sup>
- 3 増殖指針量算定式
  - (1) 最大値  
 $919,700 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.24 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 241,400 \text{ 尾}$
  - (2) 最小値  
 $919,700 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.48 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 36,200 \text{ 尾}$
- 4 必要放流量＝増殖指針量 (3万6千尾～2.4万1千尾)

【資料】

漁場面積：漁協聞き取り、国交省・県土木河川図面等

生息密度：やまめ、(いわな) 埼玉県数値 (10g/m<sup>2</sup>) ÷ 成魚 (90g) = 0.1 尾/m<sup>2</sup>  
 東京都数値 (3g/m<sup>2</sup>) " " = 0.03 尾/m<sup>2</sup>

生残率：やまめ栃木県数値 (24～48%)

放流魚生息率：やまめ 埼玉県天然魚割合 (8.4～37.2%) 上限 (100-37.2)=62.8%

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。

放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

●こい

「漁獲量÷漁獲サイズ (g/尾) = 必要放流量」の公式により算出することが適当であるが、農林水産統計年報に掲載されている漁獲量では精度に疑問があるため、当分の間、漁協の計画どおりに放流を行い、漁獲量を算出するための資料を集める。調査項目：採捕者数 (組合員+遊漁者)、平均成魚重量



## 増殖指針量の算定について（天神川）

H25～増殖指針（案）	平成15年～増殖指針
<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 51.3 km</p> <p>2 漁場面積 464,750 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>464,750 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 697,125</math></p> <p>②稚魚換算  <math>697,125 \div 0.8 = 871,406</math></p> <p>③必要放流量  <math>871,406 \text{ 尾} - 290,800 \text{ (天然遡上量平均値)} = 580,606 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>376,447 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 278,850</math></p> <p>②稚魚換算  <math>278,850 \div 0.8 = 348,563</math></p> <p>③必要放流量  <math>348,563 - 290,800 \text{ (天然遡上量次最小値)} = 57,763 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (5万尾～58万尾)</p> <p>なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m<sup>2</sup>。」により換えることができる。</p> <p>また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする。</p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協開取、国交省・県土木河川図等を元に（H25）栽培漁業センターで積算</p> <p>成魚生息密度（0.6～1.5 尾/m<sup>2</sup>）：0.6＝内漁連資料、1.5＝（島根県水産技術センター）高津川におけるアユの適正収容量の推定。</p> <p>天然稚魚の生残率（0.8）：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：栽培漁業センター調査（H20～24（データのある直近5年間）の平均値）。</p> <p>産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書—産卵場造成による資源増殖を目指して— H22年3月 水産庁」</p>	<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 51.3 km</p> <p>2 漁場面積 1,019,740 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>1,434,540 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,019,740</math></p> <p>②稚魚換算  <math>1,434,540 \div 0.8 = 1,274,675</math></p> <p>③必要放流量  <math>1,274,675 \text{ 尾} - 710,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 564,675 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>1,019,740 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 611,844</math></p> <p>②稚魚換算  <math>611,844 \div 0.8 = 764,805</math></p> <p>③必要放流量  <math>764,805 \text{ 尾} - 710,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 54,805 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (5万尾～56万尾)</p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協開取、国交省・県土木河川図等</p> <p>成魚生息密度（0.6～1 尾/m<sup>2</sup>）：内漁連資料</p> <p>天然稚魚の生残率（0.8）：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：水産試験場調査（H9～13年の5中3年平均）</p> <p>注）年により遡上量に大きな差があるため、最大値と最小値を切り捨てた。</p>

●やまめ、いわな、あまご、にじます合計

- 1 総延長：97.9 km
- 2 漁場面積：276,610 m<sup>2</sup>
- 3 増殖指針量算定式
  - (1) 最大値  
 $276,610 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.09 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 177,030 \text{ 尾}$
  - (2) 最小値  
 $276,610 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.17 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 31,241 \text{ 尾}$
- 4 必要放流量 = 増殖指針量 (3万1千尾～17万7千尾)  
なお、増殖量の一部を産卵場造成「4.5尾/m<sup>2</sup>」に換える事が出来る。

【資料】  
 漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、H25年7月29日に現地測量を実施  
 生息密度 (0.09 尾/m<sup>2</sup>)：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.10 尾/m<sup>2</sup> (中村, 2012)  
 (0.03 尾/m<sup>2</sup>)：マス類の河川放流に関する研究Ⅲ (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)  
 生存率：アマゴの稚魚放流から全長 15cm に達するまでの残存率：9%、17% (滋賀県, 2012)  
 放流魚生息率 (0.64)：イワナ及びアマゴの放流効果調査 H10 (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)  
 産卵場造成「4.5尾/m<sup>2</sup>」：人工産卵床の増殖指針 (水産庁)

●こい

KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。

放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。

●やまめ、いわな、あまご、にじます合計

- 1 総延長：97.9 km
- 2 漁場面積：636,369 m<sup>2</sup>
- 3 増殖指針量算定式
  - (1) 最大値  
 $636,369 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.24 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 167,000 \text{ 尾}$
  - (2) 最小値  
 $636,369 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.48 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 25,000 \text{ 尾}$
- 4 必要放流量 = 増殖指針量 (2万5千尾～16万7千尾)

【資料】 漁場面積：漁協聞き取り、国交省・県土木河川図面等  
 漁場面積：漁協聞き取り、国交省・県土木河川図面等  
 生息密度：やまめ、(いわな) 埼玉県数値 (10g/m<sup>2</sup>) ÷ 成魚 (90g) = 0.1 尾/m<sup>2</sup>  
 東京都数値 (3g/m<sup>2</sup>) " = 0.03 尾/m<sup>2</sup>  
 生残率：やまめ栃木県数値 (24～48%)  
 放流魚生息率：やまめ 埼玉県天然魚割合 (8.4～37.2%) 上限 (100-37.2=6)

●こい

「漁獲量÷漁獲サイズ (g/尾) = 必要放流量」の公式により算出することが適当であるが、農林水産統計年報に掲載されている漁獲量では精度に疑問があるため、当分の間、漁協の計画どおりに放流を行い、漁獲量を算出するための資料を集める。調査項目：採捕者数 (組合員+遊漁者)、平均成魚重量

## 増殖指針量の算定について（日野川）

H25～増殖指針（案）	平成15年～増殖指針
<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 128.6 km</p> <p>2 漁場面積 2,691,600 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>2,691,600 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1.5 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 4,037,400</math></p> <p>②稚魚換算  <math>4,037,400 \div 0.8 \text{ (稚魚生存率)} = 5,046,750</math></p> <p>③必要放流量  <math>5,046,750 - 1,685,200 \text{ (天然遡上量平均値)} = 3,361,550 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>2,691,600 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,614,960</math></p> <p>②稚魚換算  <math>1,614,960 \div 0.8 = 2,018,700</math></p> <p>③必要放流量  <math>2,018,700 - 1,685,200 \text{ (天然遡上量平均値)} = 333,500 \text{ 尾}</math></p> <p><b>4 必要放流量 = 増殖指針量 (33万尾～336万尾)</b></p> <p><u>なお、増殖量の一部を産卵場造成「156尾/m<sup>2</sup>。」により換えることができる。</u></p> <p><u>また、汲み上げ放流については、天然遡上として積算に計上されているため、指針とは別扱いとするが、水産庁の通知であるように増殖行為と認められることから、下限に届かない場合のみ含めることとする</u></p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等</p> <p>成魚生息密度 (0.6～1.5 尾/m<sup>2</sup>)：0.6=内漁連資料、1.5=(島根県水産技術センター) 高津川におけるアユの適正収容量の推定。</p> <p>天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：水産試験場調査 (H16～24 (データのある直近5年間) の平均値)</p> <p>産卵場造成効果：「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書—産卵床造成による資源増殖を目指して— H22年3月 水産庁」</p>	<p>●あゆ</p> <p>1 総延長 128.6 km</p> <p>2 漁場面積 2,691,600 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値</p> <p>①資源許容量  <math>2,691,600 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 2,691,600</math></p> <p>②稚魚換算  <math>2,691,600 \div 0.8 = 3,364,500</math></p> <p>③必要放流量  <math>3,364,500 \text{ 尾} - 1,920,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 1,444,500 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値</p> <p>①資源許容量  <math>2,691,600 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.6 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} = 1,614,960</math></p> <p>②稚魚換算  <math>1,614,960 \div 0.8 = 2,018,700</math></p> <p>③必要放流量  <math>2,018,700 \text{ 尾} - 1,920,000 \text{ 尾 (天然遡上量平均)} = 98,700 \text{ 尾}</math></p> <p><b>4 必要放流量 = 144万尾～10万尾</b></p> <p>5 天然遡上あゆの汲み上げ量の加算について          4の必要放流量に対して、天然遡上あゆ汲み上げ量 (平成12年度を基準) 33万尾をプラスする。</p> <p><b>6 増殖指針量 (43万尾～177万尾)</b></p> <p>【資料】</p> <p>漁場面積：漁協聞取、国交省・県土木河川図等</p> <p>成魚生息密度 (0.6～1 尾/m<sup>2</sup>)：内漁連資料</p> <p>天然稚魚の生残率 (0.8)：内漁連資料</p> <p>天然遡上量：水産試験場調査 (H9～13年の5中3年平均)</p> <p>注) 年により遡上量に大きな差があるため、最大値と最小値を切り捨てた。</p>

<p>●やまめ、いわな、あまご、にじます合計</p> <p>1 総延長：153.5 km</p> <p>2 漁場面積：672,018 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値  <math>672,018 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.09 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.09 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 430,092 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値  <math>672,018 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.17 \text{ (生残率)} \times 0.64 \text{ (放流魚生息率)} = 75,899 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (7万6千尾～4.3万尾)  <u>なお、増殖量の一部を産卵場造成「4.5尾/m<sup>2</sup>」に換える事が出来る。</u></p> <p>【資料】      漁場面積：漁協組合員への聞き取り、川づくりマップ溪流漁場に基づき、H25年7月31日に現地測量を実施      生息密度 (0.09 尾/m<sup>2</sup>)：全国河川におけるイワナ、ヤマメ、アマゴの生息密度：0.10 尾/m<sup>2</sup> (中村, 2012)      (0.03 尾/m<sup>2</sup>)：マス類の河川放流に関する研究-III (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)      生存率：アマゴの稚魚放流から全長15cmに達するまでの残存率：9%、17% (滋賀県, 2012)      放流魚生息率 (0.64)：イワナ及びアマゴの放流効果調査H10 (全国湖沼河川養殖研究会マス類放流研究部会)      産卵場造成「4.5尾/m<sup>2</sup>」：人工産卵床の増殖指針 (水産庁)</p>	<p>●やまめ、いわな、あまご、にじます合計</p> <p>1 総延長：153.5 km</p> <p>2 漁場面積：1,302,675 m<sup>2</sup></p> <p>3 増殖指針量算定式</p> <p>(1) 最大値  <math>1,302,675 \text{ m}^2 \text{ (漁場面積)} \times 0.1 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.24 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 341,900 \text{ 尾}</math></p> <p>(2) 最小値  <math>1,302,675 \text{ (漁場面積)} \times 0.03 \text{ 尾/m}^2 \text{ (生息密度)} \div 0.48 \text{ (生残率)} \times 0.63 \text{ (放流魚生息率)} = 51,200 \text{ 尾}</math></p> <p>4 必要放流量 = 増殖指針量 (5万1尾～3.4万1尾)</p> <p>【資料】      漁場面積：漁協聞き取り、国交省・県土木河川図面等      生息密度：やまめ、(いわな) 埼玉県数値 (10g/m<sup>2</sup>) ÷ 成魚 (90g) = 0.1 尾/m<sup>2</sup>      東京都数値 (3g/m<sup>2</sup>) " " = 0.03 尾/m<sup>2</sup>      生残率：やまめ 栃木県数値 (24～48%)      放流魚生息率：やまめ 埼玉県天然魚割合 (8.4～37.2%) 上限 (100-37.2=63%)</p>
<p>●こい</p> <p><u>KHV対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。</u></p> <p><u>放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。</u></p> <p>●うなぎ</p> <p><u>稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、従前どおり漁協の計画どおり放流を行う (現在の実績を維持)。</u></p>	<p>●こい、うなぎ</p> <p><u>「漁獲量÷漁獲サイズ (g/尾) = 必要放流量」の公式により算出することが適当であるが、農林水産統計年報に掲載されている漁獲量では精度に疑問があるため、当分の間、漁協の計画どおりに放流を行い、漁獲量を算出するための資料を集める。調査項目：採捕者数 (組合員+遊漁者)、平均成魚重量</u></p>

## 増殖指針量の算定について（東郷湖）

H25～増殖指針（案）	平成15年～増殖指針																																																
<p>●こい  <u>KHV 対応のため放流自粛を要請している。このため、今回は増殖指針を設けない。</u>  <u>放流自粛が解除される見通しとなった時に改めて検討する。</u></p>	<p>●こい  「漁獲量÷漁獲サイズ（g/尾）＝必要放流量」の公式により算出することが適当であるが、農林水産統計年報に掲載されている漁獲量では精度に疑問があるため、当分の間、漁協の計画どおりに放流を行い、漁獲量を算出するための資料を集める。  調査項目：採捕者数（組合員＋遊漁者）、平均成魚重量  なお、漁協からの要望により毎年放流量を減少させて、漁獲量との関わりを調べる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖指針量 （尾）</th> <th rowspan="2">平均漁獲量 （kg） （H10～12）</th> <th colspan="2">放流実績等（尾）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平均放流量</th> <th>H5増殖指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～25,000</td> <td style="text-align: center;">16,000</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>H10～12の平均</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量(t)</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">16前後で安定</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考2】第1回協議時の漁協コメント  こいよりも、収入につながるふなの放流に力を入れたい。</p>	増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）	放流実績等（尾）		備考	平均放流量	H5増殖指針	～25,000	16,000	25,000	25,000		年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考	量(t)	18	15	15	16	16前後で安定																								
増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）			放流実績等（尾）			備考																																										
		平均放流量	H5増殖指針																																														
～25,000	16,000	25,000	25,000																																														
年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考																																												
量(t)	18	15	15	16	16前後で安定																																												
<p>●ふな  (1) 種苗の大きさは3cm以上又は6g以上とする。  (2) 増殖指針量の算定  ○漁獲量は大幅に減少しているが、これは、資源の減少が原因ではなく、漁業実態の減少によるものとのことであり、漁獲実態を勘案して増殖量を減少する。  また、産卵床造成が効果が高いとの研究結果もあることから、<u>増殖量には産卵床造成の効果も加える。（効果を検証しながら、より効果的な方法を選択）</u>  ○産卵床造成効果＝382尾/㎡</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖指針量 （尾）</th> <th rowspan="2">放流実績 H23～</th> <th colspan="2">放流実績等（尾）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>H15増殖指針</th> <th>H5増殖指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30,000～</td> <td style="text-align: center;">30,000</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】平成10年以降の漁獲量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H10</th> <th>H15</th> <th>H20</th> <th>H24</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量(t)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">0.15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	増殖指針量 （尾）	放流実績 H23～	放流実績等（尾）		備考	H15増殖指針	H5増殖指針	30,000～	30,000	60,000	40,000		年度	H10	H15	H20	H24	備考	量(t)	60	30	15	0.15		<p>●ふな  (1) 種苗の大きさは3cm以上又は6g以上とする。  (2) 増殖指針量の算定  ○漁獲量が増加しているため放流効果が十分に現れているものと判断できるが、漁協から「こいよりもふなの放流に力を入れたい」との要望を受けて、従来の指針量を増加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖指針量 （尾）</th> <th rowspan="2">平均漁獲量 （kg） （H10～12）</th> <th colspan="2">放流実績等（尾）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平均放流量</th> <th>H5増殖指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】平成10年以降の漁獲量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>H10～12の平均</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量(t)</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">60tで安定</td> </tr> </tbody> </table>	増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）	放流実績等（尾）		備考	平均放流量	H5増殖指針	60,000	60,000	40,000	40,000		年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考	量(t)	60	60	60	60	60tで安定
増殖指針量 （尾）			放流実績 H23～	放流実績等（尾）		備考																																											
	H15増殖指針	H5増殖指針																																															
30,000～	30,000	60,000	40,000																																														
年度	H10	H15	H20	H24	備考																																												
量(t)	60	30	15	0.15																																													
増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）	放流実績等（尾）		備考																																													
		平均放流量	H5増殖指針																																														
60,000	60,000	40,000	40,000																																														
年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考																																												
量(t)	60	60	60	60	60tで安定																																												
<p>●うなぎ  <u>稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、従前どおり漁協の計画どおり放流を行う（現在の実績を維持）。</u></p>	<p>●うなぎ  漁獲量が安定しているため、漁協による従来の放流量を維持する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖指針量 （尾）</th> <th rowspan="2">平均漁獲量 （kg） （H10～12）</th> <th colspan="2">放流実績等（尾）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平均放流量</th> <th>H5増殖指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">4,700</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】平成10年以降の漁獲量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>H10～12の平均</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量(t)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1tで安定</td> </tr> </tbody> </table>	増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）	放流実績等（尾）		備考	平均放流量	H5増殖指針		1,000	4,700	8,000		年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考	量(t)	1	1	1	1	1tで安定																								
増殖指針量 （尾）	平均漁獲量 （kg） （H10～12）			放流実績等（尾）			備考																																										
		平均放流量	H5増殖指針																																														
	1,000	4,700	8,000																																														
年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考																																												
量(t)	1	1	1	1	1tで安定																																												

●わかさぎ

東郷池については、栽培漁業センターの調査で卵のふ化放流の効果  
 があまりないとの調査結果があり、卵のふ化放流については見合わせ、  
 産卵床造成により増殖を行うこととする。

なお、資源量は減少傾向にあるとのことであるが、近年の夏の高水  
 温が影響している可能性が高いとの栽培漁業センターの見解もあり、  
 増殖量を増やしても夏場に水温が異常に上昇すれば減少してしまう。

平成15年の指針時の平均漁獲量(1t)を目安に産卵床造成により  
 増殖を行うこととする。

必要造成面積の計算

平均漁獲量 1t = 約 1.9 千万粒 / 0.8 = 約 2.4 千万粒

2.4 千万粒 ÷ 25 粒 / 半径 1.8 cm = 960 m<sup>2</sup>

増殖指針量 = 産卵床造成 960 m<sup>2</sup>以上

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	H15	H20	H24	備考
量(t)	0.7	0.1	0	0	漁獲はほとんど無い (漁協聞取)

【参考2】漁協から聞き取り

近年、資源量が少なくなっており漁をしてもまとまった漁獲がない  
 ために漁をしていない。そのため0となっているが、資源の減少原因  
 は夏場の水温上昇であり、条件が良ければ現行の産卵床造成で増殖は  
 可能でありシジミが不漁の際に代わりになるように期待している。

●わかさぎ

従来の卵のふ化放流については、効果があまり見られないとの漁協  
 意見をを受けて指針量を減らし、代わりに産卵床の造成を行うこととす  
 る。

必要造成面積の計算

平均漁獲量 1t = 約 1.9 千万粒 / 0.8 = 約 2.4 千万粒

今後の卵ふ化放流予定数は8百万粒であるから、残り1.6千万粒分  
 の造成が必要。

1.6 千万粒 ÷ 25 粒 / 半径 1.8 cm = 670 m<sup>2</sup>

【島水試研報、鳥大農研報】

増殖指針量		平均漁獲量(kg ) (H10~12)	放流実績等		備考
卵ふ化放 流	産卵床造 成		平均放流量	H5増殖 指針	
8百万粒	670m <sup>2</sup>	1,000	1千万粒	1千万粒	

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	11	12	H10~12 の平均	備考
量(t)	1	1	1	1	漁獲はほとんど無 い(漁協聞取)

【参考2】第1回協議時の漁協コメント

ふ化放流は経済的に負担が大きい。ふ化放流は効果があまり見られ  
 ないので指針量を減らして、別の手法も検討してもらいたい。例えば  
 産卵床の造成。

●しらうお

平成16年度より次第に産卵床造成面積を増加させてきた結果、資源  
 量は安定していると推測されることから、現行指針量から変更しない。

増殖指針量 = 産卵床造成 400 m<sup>2</sup>以上 (覆砂、清掃)

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	H16	H20	H25	備考
量(t)	1	0.5	0.1	0	漁業者による採捕 が減少した。

【参考2】漁協からの聞き取り

近年、漁業者による採捕がほとんどは無いため、漁獲量は0になっ  
 ているが、一般遊漁者による採捕は増えてきている(一般者の採捕は  
 把握できない)。資源量は遡上、降下(水門の開閉)により影響を受  
 けることもあるが、維持できていると考える。

●しらうお

漁獲量が減少しているため、産卵床造成面積を従来より増加させ  
 る必要であるが、適切な面積を決定することができないため、16年  
 度より造成面積を次第に増加するとともに漁獲量との関わりを調  
 べて、適切な造成面積決定のための資料を集める。

増殖指針面積 (m <sup>2</sup> )	平均漁獲 量(kg) (H10 ~12)	放流実績等 (m <sup>2</sup> )		備考
		平均 造成面 積	H5増 殖指針	
400~	1,000	400	400	清掃、 覆砂

【参考】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	11	12	H10~12の 平均	備考
量(t)	1	1	1	1	近年は減少 傾向

●えび

資源量が減少傾向にあるとのことだが、漁協も指針以上の増殖努力を行っていることから、従来の産卵床造成面積を維持する。

増殖指針面積 (㎡)	H19～H24年度増殖実績	放流実績等 (㎡)		備考
		H15増殖指針	H5増殖指針	
1,000	2,000	1,000	1,000	

増殖指針量=産卵床造成 1,000 ㎡以上

【参考1】平成10年以降の漁獲量の推移 (漁獲量=資源量ではない)

年度	H10	H15	H20	H22	H24	備考
量(t)	1	1	0.5	0.3	0.096	

【参考2】漁協からの聞き取り

資源量が減少傾向にあるのは、塩分濃度を少し高めに設定していることが原因かもしれない。

●ぼら、せいご

天然遡上を支援するために障害物を除去する。(毎年3月)

●えび

漁獲量が安定していることから、従来の産卵床造成面積を維持する。

増殖指針面積 (㎡)	平均漁獲量 (kg) (H10～12)	放流実績等 (㎡)		備考
		平均造成面積	H5増殖指針	
1,000	1,000	1,000	1,000	

【参考】平成10年以降の漁獲量の推移

年度	H10	11	12	H10～12の平均	備考
量(t)	1	1	1	1	1t以上が見込める

●ぼら、せいご

天然遡上を支援するために障害物を除去する。(毎年3月)

